

(仮称)大和川流域における総合治水に関する条例に対する意見の概要及び奈良県の考え方

案 件：(仮称)大和川流域における総合治水に関する条例

意見募集期間：平成29年 7月 6日(木)～平成29年 8月 4日(金)

財政上の措置(第七条)

番号	意見の概要	奈良県の考え方
7	総合治水対策を計画的に推進することを目的に位置づけ、県、県民、事業者の責務を定めることにより、総合治水対策を担保することは大変重要と考えます。市街化抑制区域の指定のみならず、公表することとしており、被害を抑制する観点からも重要であると考えます。市町村とも積極的に協定を締結し、対策が進められることを期待します。財政上の措置について、努力義務にとどめられていますが、 <u>県の姿勢として必要な予算は確保していただくことを望みます。</u>	県は、大和川流域における総合治水を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定しており、努力してまいります。

治水対策(第八条)

番号	意見の概要	奈良県の考え方
11	大和川ジャーナルを読みました。ためる対策やひかえる対策も大事だと思いますが、やはり一番効果が期待できて大事なのがながす対策ではないでしょうか。条例骨子案も読みましたがながす対策についての記述が少ないように感じます。ためる対策の罰則は個人的には厳しくしてほしいです。 <u>条例骨子案ではどのくらいの罰則なのか書いていないです</u> がいつ判るのでしょうか。県庁や市町村役場だけでなく警察も一緒に取り締まらないと歯止めにならないように思います。	条例案では、「ながす対策(治水対策)」、「ためる対策(流域対策)」、「ひかえる対策(土地利用対策)」の三つの対策を柱として大和川流域における総合治水の推進を図ろうとしています。条例案では一項目のみの記述で少なく感じられたかもしれませんが、大和川流域における河川整備(=ながす対策)に関しては、河川法に基づいて河川整備計画を策定しており、河川整備計画に則って引き続き河川整備を進めます。罰則の量刑につきましては、地方自治法を踏まえ、関係機関と協議を行い、9月定例県議会に上程した条例案に記載しました。県は、条例に基づき必要に応じて特定開発行為者に対して措置命令等を行います。万一県の命令に従わない事案が生じた場合は警察に告発することになります。なお、罰則の具体的な内容は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池等を設置しない、若しくは基準に適合する防災調整池等を設置しない、若しくは防災調整池等の適正な管理を怠った場合に対する措置命令を違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・特定開発行為をしようとする旨の届出をしない、又は虚偽の届けをした者は30万円以下の罰金 ・立入検査で求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は30万円以下の罰金 ・ため池の全部又は一部を廃止しようとする旨の届出をしない、又は虚偽の届出をした者は5万円以下の過料
33	<u>河川整備の取組が進まないのはなぜでしょうか。県として予算が不足しているのではないですか。条例を作る意味をもっと説明した方がよい</u> と思います。	河川整備の進捗が低迷している原因として、用地取得や井堰・橋梁の管理者との調整に時間を要していること等が挙げられます。県は、大和川流域における総合治水を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定しており、努力してまいります。また、大和川流域に係る関係者に対して、条例の目的、内容について、ご理解ご協力が得られるよう努めてまいります。

防災調整池(第九条)

番号	意見の概要	奈良県の考え方
1	各市町村での開発指導要綱協議の受付日が条例施行日以前の申請については従前の規定どおりとしてください。	条例施行日より前に県への申請の受付があった特定開発行為については、従前の基準に基づいて防災調整池等の設置指導を行います。ただし、宅地造成等規制法及び都市計画法の規定により知事の許可を受けなければならないものにつきましては、奈良県事務処理の特例に関する条例により、市町村への申請を受理した段階で県への申請が行われたものと見なします。なお、防災調整池等の規定につきましては、特に周知徹底を図る必要があるため、概ね1年間の周知・準備期間を設け、平成30年10月1日に施行の予定です。
3	ミニ開発にも防災調整池を設置させることはとても有効であり賛成です。今まで水が溜まっていたところを安易に開発をすることは非常に危険です。 <u>新たな開発をより強く抑制することに賛成です。</u>	防災調整池の設置を必要としない小規模開発が増加していることから、条例案で1,000㎡以上の特定開発行為に対して防災調整池等を設置するよう義務づけます。また、(仮称)市街化抑制区域は、浸水リスク情報を広く共有し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指すため、指定・公表することとしております。
4	大和川の流域全体で取り組む「ためる対策」に賛成します。今までより小さな開発工事にも <u>しっかりためる対策を行って</u> もらえると安心です。昔に造られた住宅地内の防災調整池に土砂がたまり雑草が生い茂っているのを見かけます。 <u>池の維持管理もしっかりお願いします。</u>	小規模な開発が増加していることから、条例案で特定開発行為に対して防災調整池等を設置するよう義務づけます。あわせて防災調整池等の管理者を届け出ていただき、適切な維持管理を行うよう義務づけています。

番号	意見の概要	奈良県の考え方
8	防災調整池の設置対象面積は現状(A=3,000㎡以上)で問題はないと考えられます。対象面積の引き下げは、小規模開発申請が増加するだけであると思います。	特定開発行為により河川の洪水流量が増加し、開発地の下流の治水安全度を低下させないために、防災調整池等を確実に設置していく必要があると考えております。近年の開発行為等のおよそ6割に防災調整池等が設置されていますが、対象面積を「1,000㎡以上」に引き下げることにより、およそ9割の開発行為等に対して防災調整池等が設置されるようになります。 また、防災調整池等の設置要件を「1,000㎡以上」に独自で引き下げている県内自治体における実例を確認しますと、対象面積の引き下げによって1,000㎡未満の小規模開発が急増するような傾向は見受けられませんでした。よって条例による設置対象面積の引き下げが小規模開発申請の増加に繋がるとは一概に言えないと考えております。
15	防災調整池等は雨が降ると雨水が集中する危険な施設だと思えます。どこにどんなものがあるのか、ためた水はどこに流すのか、今は誰が管理しているのか、私たちにとって重要な情報だと思います。現地に看板などで私たちがいつでも知ることができるようにしてほしいです。できれば市町村別に位置図や管理者等の情報が整理されていれば安心できると思います。	流域対策として設置した施設の明示や位置、構造等の情報については、できる限り情報提供するように努めます。
29	開発行為における防災調整池の設置義務を0.3ha以上から0.1ha以上に厳しくするとしているが、0.3ha以上にした結果0.3ha以下の開発が増加したという資料が示されているのと同じく、0.1ha以下の開発が増加するだけではないか？0.1haを超える部分は青空資材置き場にされていて、気が付いたら宅地になっていたというような抜け道がまかり通るのではないのでしょうか。 0.1ha以下の開発には、住宅を建てる時に各樋に雨水貯留タンクを設置させて屋根に降った雨だけでも貯めさせるようにして、タンク代の半額くらいは補助するような対策を加えたらどうでしょうか？	防災調整池等の設置要件を「1,000㎡以上」に独自で引き下げている県内自治体における実例を確認しますと、対象面積の引き下げによって1,000㎡未満の小規模開発が急増するような傾向は見受けられませんでした。よって条例による設置対象面積の引き下げが小規模開発申請の増加に繋がるとは一概に言えないと考えております。 また、条例案では、県民の責務として、大和川流域における総合治水について理解・協力するとともに、浸水被害の軽減のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努力義務規定を定めています。現在、各戸貯留の取組について、雨水タンクを設置する者への助成等を行う自治体が大和川流域内で6市町あり、今後とも取組が更に広がるよう努めてまいります。
35	特定開発行為に採石法に係る行為が含まれていますが、規制の対象とすべきではないと思います。 県、県民、事業者の責務を分けて考えているようですが、そもそも「治水」という公共事業を県民が負担しなければならぬのでしょうか。	採石法では、災害の防止のための方法及び施設に関する事項を定めるよう規定されており、大和川流域の地形的特性を踏まえ、条例案で義務づける防災調整池等は災害を防止するうえで必要最小限のものであると考えております。これまでも採石法に係る認可時においては、防災調整池等の設置にご協力をいただいていたところですので、引き続きご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 大和川流域における総合治水を推進するためには、関係者が相互に連携し、役割を分担したうえで協働することが必要であることから、条例案では、県、県民、事業者の責務を定めることとしました。県民の責務については、大和川流域における総合治水について理解を深め、県が推進する総合治水に協力するとともに、浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的に行うよう努めることとしております。

水田貯留施設(第十五条)

番号	意見の概要	奈良県の考え方
32	異常気象が多発する現在、各自が治水に対して意識することは重要であるから条例制定には賛成です。水田貯留に対して、耕作放棄地の積極的な活用を考えてはどうでしょうか。	耕作放棄地をためる施設として活用するためには、土地所有者の了承や施設整備に要する費用、施設管理者などの課題がありますが、今後検討していきます。

ため池の保全(第十六条)

番号	意見の概要	奈良県の考え方
10	奈良県には多くの池があります。大きな池ならともかく小さな池でも効果はあるのでしょうか？なるべく今ある池を残そうということですが、この条例では金魚池を含め全ての池が対象となるのでしょうか？九州の豪雨で堤が切れた池の様子を見ると管理されてない池や小さな池は埋めたほうが住民にとって安全のように感じます。	たとえ小さなため池でも、そこに水がたまる限り、小さいながらも治水効果はあります。条例案で規定するため池とは、「かんがいの用に供する貯水池」をいいますので、金魚池は対象にしていません。ため池の保全は重要であると考えており、条例案では千平方メートル以上のため池を埋めるときに知事への届出を義務づけることとしております。
16	条例の制定を契機に、市町村の取り組みに弾みがつけばと思いました。また、私の家の近くには、以前は金魚池と思える荒れ地が多数残っています。このような場所を活用することは出来ないのでしょうか。新しい施設を作るより、このような使われていない施設をきちんと管理して活用する方が周辺の環境改善も含めて価値のある取り組みだと思います。	以前は金魚池であった荒れ地をためる施設として活用するためには、土地所有者の了承や施設整備に要する費用、施設管理者などの課題がありますが、今後検討していきます。

(仮称)市街化抑制区域(第二十条)

番号	意見の概要	奈良県の考え方
2	(仮称)市街化抑制区域の指定について、区域に指定されると、将来的に手放すときに土地の単価が今以上に下がるなど不利になると思いますが、下がった価値について県や市町村で補償してくれたりするのですか。 ただし書きにある改善行為は、土地の所有者がしなければならないのですか。	(仮称)市街化抑制区域は、浸水リスク情報を広く共有し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指すため、指定・公表することとしております。また、地価は自然・社会・経済などの状況や土地そのものの個別特性(間口、奥行、面積、形状、接面道路など)といった様々な要因により決定されるものです。(仮称)市街化抑制区域の指定による補償はできません。 ただし書きにある対策は土地所有者に義務づけるものではありません。
9	ひかえる対策が大事だと思います。(仮称)市街化抑制区域をしっかりと指定して下さい。	(仮称)市街化抑制区域は、浸水リスク情報を広く共有し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指すため、指定・公表することとしております。
14	(仮称)市街化抑制区域は役所が配ってくれたハザードマップで場所を判断すればよいのでしょうか。かなり広範囲になりそうで気になります。区域に指定されたら買い手もつかなくなります。区域に指定されたら役所が買い上げするか非課税にしてほしいです。	(仮称)市街化抑制区域は、浸水リスク情報を広く共有し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指すため、指定・公表することとしております。また、(仮称)市街化抑制区域に指定したことをもって、その土地を県が買い上げたり非課税にすることは考えておりません。
20	条例の早期施行を期待しております。九州の大災害にみられる様に今後もゲリラ豪雨の危険が迫っています。私の住む春日町では平成19年7月に豪雨により床上浸水の被害が発生しました。しかしながら平成24年から平成27年にかけて磯野から春日町にかけて甘田川の整備が行われましたが、川幅及び深さも変化無く浸水に対する整備がされたように思われません。更に被害発生対策が講じられていないにも関わらず今も周辺では住宅建設が進められています。無秩序な都市開発を防止して頂き災害の無い街作りをお願いします。最後に第3号大和川ジャーナルの河川改修の効果に平成25年9月の豪雨では浸水被害がありませんでしたとありますが、1Km上流の春日町で浸水被害が発生しています。如何に情報収集が不足しているかわかると思われます。但し春日町では少しの雨で浸水被害が発生していることを付け加えておきます。どうか県民全ての人が平等に安心して住める街作りをお願いします。	(仮称)市街化抑制区域は、浸水リスク情報を広く共有し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指すため、指定・公表することとしております。また、今後も浸水被害の把握にも努めてまいりますので、情報提供のご協力をお願いします。
21	ひかえる対策は重要だと思います。浸水地域でのミニ開発はそのためのインフラ整備が無駄な公共事業になりかねません。また、1000m2以下のミニ開発が増長しないためにも、市町村と県のまちづくり部局も含めた緊密な連携が重要だと思います。そのためにもひかえる対策、市街化への編入を抑制する区域の指定を十分に実行してください。	(仮称)市街化抑制区域は、浸水リスク情報を広く共有し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指すため、指定・公表することとしております。

支川流域市町村(第二十二条～第二十三条)

番号	意見の概要	奈良県の考え方
18	大和川の総合治水の条例には賛成です。ためる対策も進めてほしいです。しかしながら、下流の町でためる対策の効果が見れるのは上流の市町村よりずっと後になると思います。このような下流の町ではまずは内水対策を優先して取り組んでほしいです。	条例案のとおり、県は、支川流域市町村と協定を締結し、総合治水の推進に関する計画を策定することとしています。計画の中で目標を設定し、県及び支川流域市町村の各々の役割分担を決定したうえで、計画に基づいた対策を実施し、内水対策をはじめ、支川流域の課題解決を図ることとしています。

罰則(第二十五条～第二十八条)

番号	意見の概要	奈良県の考え方
13	九州や東北の水害をTVで見て他人ごとではないと思い、自分の住む奈良は大丈夫なのかと不安になりました。河川課のHPをチェックすると大和川ジャーナルと条例の骨子案がアップされていたのでこれを読みようやく大和川の状況が解ってきました。まずは川を大きく頑丈にすることが一番安心できる対策だと思います。条例がどこまで効果があるのかよくわかりませんが奈良盆地全体でためる対策を頑張っていくことは大事だと思いました。罰則は無ければ上手いかわらないのでしょうか。罰金なら百万円単位、懲役なら10年くらいであれば県民も真剣に取り組むような気がします。	罰則の量刑につきましては、地方自治法を踏まえ、関係機関と協議を行い、9月定例県議会に上程した条例案に記載しました。県は、条例に基づき必要に応じて特定開発行為者に対して措置命令等を行います。万一県の命令に従わない事案が生じた場合は警察に告発することになります。 なお、罰則の具体的な内容は以下のとおりです。 ・防災調整池等を設置しない、若しくは基準に適合する防災調整池等を設置しない、若しくは防災調整池等の適正な管理を怠った場合に対する措置命令を違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・特定開発行為をしようとする旨の届出をしない、又は虚偽の届けをした者は30万円以下の罰金 ・立入検査で求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は30万円以下の罰金 ・ため池の全部又は一部を廃止しようとする旨の届出をしない、又は虚偽の届出をした者は5万円以下の過料

番号	意見の概要	奈良県の考え方
23	近年 流域対策の取り組みが進まないこと背景には具体的にどんな理由があるのでしょうか。強制力、罰則規定も必要だと思います。	流域対策のうち、防災調整池の設置を必要としない小規模開発の増加、ため池治水利用施設整備の進捗が「施設管理者の同意が得られない」等の理由により伸び悩んでいる自治体があります。今後は、水田貯留の更なる推進により、流域対策の進捗を図りたいと考えております。 罰則の量刑につきましては、地方自治法を踏まえ、関係機関と協議を行い、9月定例県議会に上程した条例案に記載しました。県は、条例に基づき必要に応じて特定開発行為者に対して措置命令等を行います。万一県の命令に従わない事案が生じた場合は警察に告発することになります。 なお、罰則の具体的な内容は以下のとおりです。 ・防災調整池等を設置しない、若しくは基準に適合する防災調整池等を設置しない、若しくは防災調整池等の適正な管理を怠った場合に対する措置命令を違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・特定開発行為をしようとする旨の届出をしない、又は虚偽の届けをした者は30万円以下の罰金 ・立入検査で求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は30万円以下の罰金 ・ため池の全部又は一部を廃止しようとする旨の届出をしない、又は虚偽の届出をした者は5万円以下の過料
34	骨子案5ページ22番に、罰則と記載していることについて、罰則内容について、具体的に何を科せられるがわかりません。	罰則の量刑につきましては、地方自治法を踏まえ、関係機関と協議を行い、9月定例県議会に上程した条例案に記載しました。県は、条例に基づき必要に応じて特定開発行為者に対して措置命令等を行います。万一県の命令に従わない事案が生じた場合は警察に告発することになります。 なお、罰則の具体的な内容は以下のとおりです。 ・防災調整池等を設置しない、若しくは基準に適合する防災調整池等を設置しない、若しくは防災調整池等の適正な管理を怠った場合に対する措置命令を違反した者は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・特定開発行為をしようとする旨の届出をしない、又は虚偽の届けをした者は30万円以下の罰金 ・立入検査で求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は30万円以下の罰金 ・ため池の全部又は一部を廃止しようとする旨の届出をしない、又は虚偽の届出をした者は5万円以下の過料

条例の周知

番号	意見の概要	奈良県の考え方
5	特に河川整備のみでは対応しきれない大和川水系では、本条例による開発の抑制や流域貯留への住民による理解と協力が急務と思われれます。異常気象等による水害を防止、軽減するためにも県民に広く認識してもらえよう県として努力してほしいです。	大和川流域に係る関係者に対して、条例の目的、内容について、ご理解ご協力が得られるよう努めてまいります。
6	条例骨子案では漠然としていましたが、ジャーナルを読んで内容を理解することができました。条例を周知する際は簡単に理解できるものがあればよいと思いました。	大和川流域に係る関係者に対して、条例の目的、内容について、ご理解ご協力が得られるよう努めてまいります。
24	この話題について予備知識がなかったので、内容が難しいなと感じました。総合治水とは？という感じでした。	大和川流域に係る関係者に対して、条例の目的、内容について、ご理解ご協力が得られるよう努めてまいります。

その他

番号	意見の概要	奈良県の考え方
12	昨今特に局地的なゲリラ豪雨が発生し易く、みんなで水害を防ぐためにも規則を設けることは重要であると考えています。県が今般条例を設けることに対して大いに評価をしています。	県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護しようとする条例案を9月定例県議会に上程しました。
17	大和川ジャーナルを読んで、具体的な対策を知ることができ、このようなことが実施されれば、色々な被害が解消でき、日々暮らすうえで非常に安心できる環境になるように思います。また、住民としてためる対策に取り組める雨水タンクはいい取り組みだと思います。補助をしてもらえる市を増やしてもらえればと思います。	条例案では、県民の責務として、大和川流域における総合治水について理解・協力するとともに、浸水被害の軽減のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努力義務規定を定めています。現在、各戸貯留の取組について、雨水タンクを設置する者への助成等を行う自治体が大和川流域内で6市町あり、今後とも取組が更に広がるよう努めてまいります。

番号	意見の概要	奈良県の考え方
19	大和川流域は亀の瀬があるため、水はけが悪く、最下流の王寺や三郷が浸かってしまうのでポンプ排水を禁止していると聞いたことがあります。亀の瀬の地滑り工事が終われば川を広げると聞いていましたが安堵町や斑鳩町に大きな遊水地をつくるので川はもう広げなくてよいとも聞きました。遊水地ができればポンプも使えるようになるのですか？せめて下流の町ではポンプが使えるようにできないですか？条例も大事ですが、早く亀の瀬を広げるか遊水地をつくってほしいです。	現在、斑鳩町、安堵町、川西町で国土交通省が遊水地の整備を計画しています。遊水地が完成すると大和川の水位低減により、全川にわたって浸水被害のリスクを下げることができます。また、大和川水系河川整備計画(国管理区間)では、上下流の治水安全度を早期にバランスよく向上させるため、大和川上流部(奈良県域)では流域対策や洪水調節施設等の整備を、大和川下流部(大阪府域)では河道掘削や堤防の整備を行うこととしており、将来的に更なる整備を行うことについては必要に応じて整備計画を見直すこととしています。なお、遊水地が完成してもこれまでどおり原則として大和川へのポンプ排水はできません。
22	今回の県の条例に合わせて市町村も条例を作る必要はないのですか。	今回の県の条例制定により、市町村に条例制定を義務づけるものではありません。
25	近年全国各地で発生している集中豪雨(100年につき1回の割合で発生する降雨の規模)は、奈良県でも起こりうる可能性があります。可能性がある以上、「想定外の雨だった」と言うことのないよう必要となる対策を検証してほしいと思います。	現在、奈良県では河川整備計画に基づき、河川改修、ダム改修、堤防の強化等を行っております。河川改修に関しては、おおむね10年につき1回の割合で発生する降雨を対象に河川改修を進めておりますが、完成するまでにはまだまだ時間を要する状況です。まずは現在進めている河川整備計画に基づく河川改修を着実に実施していきたいと考えております。また、河川改修のようなハード対策とともに、「被害に遭う前に避難する」というような減災対策もあわせて重要であるとと考えております。降雨時の河川水位情報の提供や浸水想定区域の周知などのソフト対策についても積極的に努めてまいります。
26	ため池や水田にためるのもよいが、道路は何もしなくてよいのですか。奈良県の道路のすべてを透水性舗装にすればよいと思います。	道路事業に対する防災調整池の設置義務については、現時点では道路事業者に対して防災調整池の設置は義務づけていませんが、大規模な都市計画道路について、浸水被害の恐れのある場合は、治水協議をするよう都市計画決定時に意見を付しているところです。防災調整池を設置してもらうことは望ましいと考えておりますが、用地的な制約や構造的な制約もあり、すべての新設道路で設置を求めることは困難であると考えています。しかし、歩道の透水性舗装など可能な限り浸水被害解消のために道路事業者に対して協力を求めることとしています。
27	パブコメ募集するまでもなく危険地域開発しないのは常識。常識ないのは、行政関係の仕事はするな。危険地域の市街化・調整区域を危険地域の為開発禁止・規制強化必要。市街化調整区域の危険地域を市街化区域に編入許可を規制緩和は虚偽、日本語使い方間違い。地盤緩く田んぼで保水力保たれ自然保全され開発不可、第5次計画も中止で白紙撤回と終わってたが、危険地域地図公表後の承知の災害被害は行政担当者捺印者と開発業者事業所関係者全員責任、税金出すな。断層間急峻な崖山上、谷底には住宅地あり住民の安全を考えず断崖絶壁危険な箇所に市は太陽光設置許可は非常識、最近太陽光による事故が多く災害による大惨事も多発するのにも、周囲は景観が良く環境保守法が制定されてる地域で自然環境・景観破壊、対岸には住宅地もあり、大量のパネル反射光が多く住民にと視力等目への悪影響が考えられ(崖下近く歩道で通行人も)、反射光により気温も上昇温暖化、全て一部の関係者のみで勝手に進められ、即撤去する様自治体に依頼してもそのまま、太陽光設置ではなく森林伐採目的の悪質。生駒山があり多く雲が発生しやすく日も陰りがちで日照時間短く殆ど発電していないのでメリットない。丘陵地に建設中マンションは保水力なくなり温暖化でエコでないのと断崖絶壁が急勾配で危険なので元の山林に戻す。	県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護しようとする条例案を9月定例県議会に上程しました。また、(仮称)市街化抑制区域は、浸水リスク情報を広く共有し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指すため、指定・公表することとしております。
28	県内において一定の統制の取れた水害に対する対策を実施することで少しでも被害の軽減に繋がると思います。今回の条例制定に対して大いに期待しています。	県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護しようとする条例案を9月定例県議会に上程しました。
30	局地的豪雨による被害を減災するためにも、総合的な治水対策がされることは望ましいと思います。	県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護しようとする条例案を9月定例県議会に上程しました。
31	災害防止・軽減と気温上昇・異常気象防止の為、保水力維持・向上と温暖化防止が重要で基本。森林伐採・山林太陽光禁止・設置は撤去、土砂採取・土地変更禁止、ゴルフ場閉鎖、多くの丘陵地の町中の自然保全されてた山林・山間の川沿いは田んぼで風通し良く適し(景観良)保水力維持・向上と温暖化防止の為、今後は日本全国人口減時代なので住宅地・建物建設等過密は浸水要因の為密集緩和、他にも無理に開発した危険地域を池・川・田んぼの元に、平城宮跡も原っぱに戻し、耕作放棄地なくし地産地消国産で自給率増加でCO2減と保水力維持・向上(バカがまだ言ってる自由貿易はやめろ)。効率化大規模大区も浸水要因の為画土地改良禁止、コンクリ野菜工場は電気代CO2増の為良くない。ダムで森林山林伐採はCO2吸収量・酸素供給量減温暖化でエコでなく、強靱=コンクリ化の開発は自然破壊保水力なくなる原因は悪循環、CO2排出下流域都市部平野部東京・大阪は排出権取引し、CO2吸収・O2と水供給上流域山間部へ国土保全料支払いで、洪水・津波高さ等災害減被害損害と経済損失減は歳出削減、自生雑木林森林里山川海つながり肥沃な土壌何百年かけて出来た生物多様性生態系自然保全が人類生存の為法整備必要。同県内は無意味。	県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資するため、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護しようとする条例案を9月定例県議会に上程しました。また、(仮称)市街化抑制区域は、浸水リスク情報を広く共有し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会の構築を目指すため、指定・公表することとしております。

番号	意見の概要	奈良県の考え方
36	<p>これまで各種開発行為においては、河川課の防災調整池の基準に従い、防災調整池を設置してきました。なぜいまさら条例を制定するのですか。今すぐこの条例を施行することには納得できません。</p>	<p>奈良県は、昭和57年の大和川大水害を契機に、大和川流域において、河川及びダム等の整備等の治水対策並びに河川等に雨水が急激に流入することを抑制するための雨水貯留浸透施設及びため池治水利用施設の整備等の流域対策からなる総合治水に、国、市町村、県民、事業者その他の大和川流域に係る関係者の協力の下、取り組んできました。しかし、流域対策の取組の停滞、社会経済情勢の変化に伴う小規模開発の増加及びため池の減少、浸水区域の市街化等の総合治水に関する新たな課題が発生しています。このことから、これまでの総合治水の取組を踏まえ、国及び市町村と連携し、河川、農林及び都市計画に係る総合治水の取組を一層強化するとともに、これらの総合治水の取組を効果的に組み合わせて実施することが必要であると考えております。以上より、治水対策及び流域対策に土地利用対策を加えた三つの対策からなる大和川流域における総合治水を推進することにより、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、条例を制定することとしました。</p>